

「和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン（案）」に
寄せられた御意見等の概要と御意見等に対する考え方について
（案）

平成 1 9 年 3 月 2 0 日

農 林 水 産 省

1. 意見・情報の募集の概要

「和牛等特色のある食肉の表示に関するガイドライン(案)」について、以下のとおり意見・情報の募集を行った。

- (1) 意見・情報の募集期間 : 平成19年1月10日(水)～平成19年2月9日(金)
- (2) 意見・情報の募集の周知方法 : ホームページ及びプレスリリース
- (3) 意見・情報の提出方法 : 郵送、ファクシミリ、インターネットのいずれか。

2. 意見・情報の募集の結果

提出件数 : 52件(意見提出者 : 21名)

提出意見・情報の中には、複数の項目について言及されているものがあり、提出件数はのべ件数である。

3. 意見・情報の概要

- 趣旨について . . . 4件
- 対象品目について . . . 2件
- 対象とする表示について . . . 1件
- - 1「和牛」の表示方法について . . . 32件
- - 2「和牛」と類似の表示について . . . 2件
- 「黒豚」の表示方法について . . . 7件
- その他の意見 . . . 4件

4. 提出された意見・情報に対する考え方・対応 別紙のとおり。

(別紙)

事項	御意見等の概要	意見数	御意見等に対する考え方・対応
趣旨について	「和牛及び和牛精液が海外に持ち出され」の記述は家畜・畜産物は国際間の検疫措置のもとに流通しているにも関わらず、国民が「不当に持ち出した」と受け取られかねない表記であり適切ではない。	1	御指摘を踏まえ、「持ち出され」との記述を「輸出され」に修正します。
	食肉については、JAS法に基づき原産地表示が義務付けられており、また、牛肉についてはトレーサビリティ制度により品種や生産者が確認できる仕組みになっていることから、新たなルールにより表示を複雑にすることは、かえって消費者に混乱や誤認を与えることになるのではないかと。	3	「和牛」や「黒豚」等の表示は法令に基づくものではなく、事業者により任意に取り組まれているものです。 本ガイドライン案は、こうした任意表示を消費者にわかりやすいものとするため、表示に関する証明・確認の方法の明確化や原産地の誤認を防ぐための表示方法についての指針を示すものです。
対象品目について	本ガイドライン案では「生肉」を対象としているが、ハム・ソーセージ等の加工品や外食産業における表示も対象とすべきではないか。	2	和牛、黒豚等特色ある食肉については、品種等の違いは加工処理が施されない生肉において著しくあらわれること、加工品等については、原料の原産地が常に一定でなく、複数のものが混在することから、生肉を対象としたルールを検討することとしました。
対象とする表示について	シールや掲示等食肉の販売に際して提供されるすべての表示を対象とすることは、例えば海外において和牛遺伝子を利用した牛肉について和牛（黒毛和種）の特性を受け継いでいることや海外の和牛協会が認定したものであることといった商品説明の機会まで排除することとなり過剰ではないか。	1	本ガイドライン案は、商品そのものの「和牛」表示のあり方を示しているものであり、商品の説明の機会を排除するものではありません。御指摘を踏まえ「商品の名称を示すものとして」との記述を追加します。 ただし、商品の名称以外で「和牛」との表記を用いる際の根拠については説明責任を負う必要があると考えています。
- 1 「和牛」の表示方法について	生産者の努力により、高品質な和牛が生産されている。また、海外では和牛の証明の精度や流通実態が不明であることから、和牛は国内で生産された牛のみとすべき。	5	本検討会においても、同様の意見を踏まえ、本ガイドライン案が整理されております。 提出された御意見を踏まえ、ガイドラインを最終的に取りまとめてまいります。
	和牛は品種名であり、また、その特性は遺伝的形質（品種）によってもたらされるものであり、特定の生産地に限定されるものではない。品種と原産地は別個に考えるべき。	9	和牛は黒毛和種等の4品種及びそれらの品種間の交雑種の総称であり、個別の品種を示すものではありません。 本ガイドライン案は、「和牛」と表示する場合の品種等の証明・確認方法を明確化したものです。 和牛であることを遺伝子レベルで確認する方法は現在のと

		ころ確立しておらず、和牛の証明・確認にあたっては登録制度、トレーサビリティ制度を活用する必要がありますが、現時点でこれらが確立し、確実に和牛の品種であることが証明・確認できるのは日本のみであるという実態を踏まえ、和牛の対象を国内産のものとしたところです。 したがって、外国産牛肉を不当に差別するものではなく、GATTの内外無差別の原則に抵触するものではありません。
過去に和牛の生体や精液が輸出された事実からすれば、海外においても和牛の品種が存在する可能性は排除できない。 原産国がどこであっても「和牛」表示を認めるべき。 同種の生産品について、国内外で名称の使用に制限をかけることは、国際協定上の内外無差別の原則に抵触するのではないか。	2	
の１の（１）の「国内で出生し、国内で飼養された牛であること。」を削除すべき。	1	
和牛が国内産のみに限られた場合、海外で生産された和牛の品種等について消費者にどう説明すれば良いのか。	2	本ガイドライン案は和牛であることが確実に証明・確認できるのは現時点では日本のみとの実態を踏まえて整理されたものです。和牛と証明されないものはそれ以外の名称で表示がなされることになります。
ＪＡＳ法による原産地表示により輸入牛肉は明確に峻別されており、また、現状では、海外産の和牛は国内では「和牛」として表示されていないことから、新たな表示ルールを作る必要はないのではないか。	3	海外においては、和牛と他の品種との交雑種が「WAGYU」等と表示されている事例があるとともに、国内においても外国産和牛の表示例があります。こうした和牛と証明することができない牛肉が国内で「和牛」と表示して流通することは、消費者に純粋な和牛と同等のものであると品質誤認を与えるおそれがあることから、国内で「和牛」と表示して流通する場合の品種等の証明・確認の方法を明確化することを目的として本ガイドライン案が取りまとめられたものです。
海外においても和牛の血統証明等を行っているところもあることから、日本と同様の制度の下で証明・確認できるものであれば「和牛」表示の対象とすべき。 海外における和牛の証明について不備・不明な点があるのであれば、より正確な証明書の提示を求めていくべきではないか。	3	現時点で、和牛であることが確実に証明・確認できるのは日本のみであり、本ガイドライン案は、こうした実態を踏まえ整理されたものです。
国内の家畜登録機関による証明を要件としているが、国内の登録機関は間違いがないと言えるのか。	2	国内の家畜登録制度は家畜改良増殖法に基づき実施されており、黒毛和種等の品種を証明するに当たっては、検査員が１頭１頭現畜を確認し、当該品種の牛として血統が明らかで登録された両親から生まれた牛のみに証明書を発行する等厳

			格に実施されているものと考えております。
	家畜登録機関による登録証明書、子牛登記証明書がないものは「和牛」表示の対象とならないのか。	1	本ガイドライン案では、黒毛和種等の品種に該当することを登録証明書等により証明するほか、両親となる牛が登録証明書等を有する場合は、家畜改良増殖法に基づいて獣医師、家畜人工授精師等が交付する授精証明書等で品種又は品種の組合せを明らかにできるものにより和牛であることを証明することとしております。
	「和牛」との表示自体がわかりにくいものとなっている。 「和牛」表示よりも、品種名と原産地を併せて表示させるべきではないか。	1	和牛のみ品種名を表記することは、他の食肉の表示ルールとの整合性が図れず、また、表示のコスト負担や品種名が消費者にも十分浸透しているか等の課題があることから、直ちにルール化することは困難です。
	「和牛」も「黒豚」表示と同様に原産地を併記するルールとすべきではないか。	2	黒豚は英国原産のパークシャー種の単一品種を対象とした名称であり同等のものが世界各国で広く飼養されている一方、和牛は日本で確立した4品種とこれらの交雑種の総称であり、和牛であることが確実に証明・確認できるのは日本のみとの実態を踏まえ、「和牛」の表示対象を国内産のものとしたところです。
	「和牛」表示の対象は、和牛間交雑一代までとすべき。	1	現状の証明体制では、和牛間交雑の品種の組合せが証明できるものが一代に限られていないことを考慮し、今回のガイドライン案では、和牛間の交配により生産されたことが登録機関が発行する証明書等により確実に証明できるものを全てを「和牛」の表示対象としています。
-2 「和牛」と類似の表示について	海外産のものについて、和牛は商品名として使用できなくとも、黒毛和種等の品種名については認めるべき。	2	「和牛」は証明・確認が可能なものに限られる一方、「和牛」の品種である「黒毛和種」等について証明・確認を要さないこととすれば、消費者にとってわかりにくく、品質の誤認を与えるおそれがあることから、「和牛」と同様の取扱いとしたものです。
「黒豚」の表示方法について	任意表示についても原産地を併記する案に賛成	4	提出された御意見を踏まえ、ガイドラインを最終的に取りまとめてまいります。
	「黒豚」と表示できるのは英国原産のパークシャー種としているが、北京黒豚等の既存の固有名として「黒豚」の文字が含まれているものはどのように表示すればよいのか。	1	我が国では「黒豚」との銘柄はパークシャー種によって確立されてきたことを踏まえ、「黒豚」表示については、パークシャー純粋種とすることとし、そのルールが定着しています。北京黒豚等については食肉としての流通実態がないため

			本ガイドライン案で特段の問題は生じないものと考えます。
	黒豚については必ず「原産地」を併記するとしているが、（安全性に関する）国ごとのリスクを知らせるため、原産地については、「原産国」とする方が望ましい。	1	生鮮食品品質表示基準では、表示すべき事項として「原産地」が規定され、畜産物の原産地表示方法として、輸入品については原産国名、国産品は原則国産である旨を表示することとされております。本ガイドライン案においても、これに沿った表示を行うこととしております。
	「黒豚」の表示に関して、品種のみならず、飼養方法等の基準も設けることとしてはどうか。	1	黒豚の飼養方法は、各々の産地によりそれぞれ異なる飼養基準等が設けられ、銘柄化の取組が進められており、統一的な指針を策定する性格のものではないと考えております。
その他	「和牛」の遺伝資源が過去に海外に輸出され、海外においても和牛の遺伝資源を利用した牛が生産されていることや、「和牛」が黒毛和種等の4品種及びこれらの交雑種であることは消費者に認知されていないことから、正しい知識の普及に努めるべき。	1	御指摘を踏まえ、正しい知識の普及啓発を図って参ります。
	遺伝資源の保護の観点からは法整備で対応すべきであり、表示という方法で規制をかけるべきではない。	1	家畜遺伝資源の保護に関する検討会における指摘も本検討会の設置の背景の一つではありますが、「和牛」や「黒豚」の表示を消費者にわかりやすいものとする観点から本ガイドライン案が取りまとめられたものです。
	「和牛」の品種の改良にあたっては、外来種の遺伝子も用いられており、「和牛」が我が国固有の財産というのは無理があるのではないか。	2	和牛については、明治期に外来種との交配試験等により改良を行った経緯を有しますが、その後、品種の固定や育種・改良の取組を経て、品種の特性を欠く個体を淘汰しながら、固定種とみなしうるまで改良されたものとして昭和19年から品種としての登録事業が一元的に行われるに至ったものです。 このような経緯や現在の和牛がもつ優れた肉質等の特徴は我が国の生産者や改良機関等の長年の努力によって築き上げられてきたものであることから、我が国固有の財産であると考えています。